

青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について（通知）

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第1項の規定により、次の図書類が青少年に有害な図書類として指定（個別指定）されました。

指定告示年月日 令和8年2月13日				
番号	種類	図書類の名称	雑誌コード等	発行所
1	雑誌	petit Rose vol.78	雑誌08878-02	株式会社秋水社
2	雑誌	mini SUGAR 3月号	雑誌18425-03	株式会社秋水社
3	雑誌	総集編 叶精作 死星マリア	雑誌67604-02	株式会社リイド社
4	雑誌	週刊実話別冊 THE GOLDEN BEST 週刊実話増刊 1月27日号	雑誌20329-1/27	株式会社日本ジャーナル出版
5	雑誌	臨時増刊ラヴァーズ VOL.47	雑誌68530-16	株式会社大洋図書
6	雑誌	実話ナックルズSPECIAL 2026新春	雑誌68530-14	株式会社大洋図書
7	雑誌	実話ナックルズGOLD ドキュメント Vol.15	雑誌68530-11	株式会社大洋図書
8	雑誌	実話ナックルズGOLD Vol.48	雑誌68530-23	株式会社大洋図書
9	雑誌	芸能S級お宝特ホウVIIIIIP!!!極 NO.02	雑誌08020-03	株式会社ダイアプレス

図書類の内容が、1から7の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、8、9の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められます。

【注意】

- 有害図書類を青少年（18歳未満の者）に販売し、貸与し、視聴等させたりしてはいけません。
- 有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、一般の図書類と明確に区分（不透過程の仕切り版の設置や間仕切り内への配置等）し、見やすい箇所に有害図書類である旨の表示（「成人コーナー」であることや18歳未満の方は閲覧、購入等できない等）をしなければなりません。
- 有害図書類を自動販売機等に収納してはいけません。
- 既に収納されている図書類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。
- 卑わいな姿態や性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの割合が高い場合（総ページの20%以上）等には、個別に指定を受けるまでもなく、青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、有害図書類として指定（包括指定）されますので、十分に内容を確認のうえ、該当する図書類については、個別指定された図書類と同様に取り扱ってください。

※ これらに違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられることがあります。